

令和8年度根室市文化振興運営費補助事業 募集要項

1 補助概要

文化・芸術の分野において、市民団体等が自ら企画し、市の文化・芸術振興の発展に資する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付し、健康で文化的な市民生活の向上に資することを目的とします。

2 補助対象者

次の要件を満たす市民団体等とします。

- (1) 市民団体等であること。
- (2) 要望する事業を責任もって運営、実施し、事業完了後、実施報告ができること。
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

3 補助対象事業

補助対象事業は、市の文化・芸術振興の発展に資する事業とし、収入予算に自己資金を要することとします。

4 補助対象

補助対象は、講師謝礼、旅費、需用費、会場借上料、備品借上料、教材費、印刷製本費、その他必要と認める経費（ただし、人件費、食糧費、備品購入費等を除く）とします。

5 補助額等

補助額は、100千円を上限に補助し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了する事業とします。なお、応募件数が多数となった場合は、予算の範囲内で調整することとします。

6 申請手続き

補助金の交付を受けようとする者は、教育長に対し、別記第1号様式の補助金交付要望書に関係資料を添付し提出してください。様式については、総合文化会館で配布します。

- (1) 令和8年4月1日（水）から同年4月30日（木）まで
期間内に応募が無い場合は随時受付をします。

7 審査

文化・芸術振興の発展に資する事業内容の審査について、根室市文化協会の意見内容を考慮し、教育長が助成の決定をします。

8 審査結果

教育長は、根室市文化協会の意見内容を考慮したうえで補助金の交付を内定し、通知します。

9 補助金の交付

補助金交付の内定を受けた申請者は、「根室市補助金等交付規則」に定める書類及び関係書類を提出する。

10 その他

この事業に要望する場合は、本募集要項に記載するほか、不明な点は、下記問い合わせに相談ください。

根室市曙町1丁目40番地

根室市公民館

TEL 0153-24-3188

FAX 0153-23-6172

mail kyo_bunka@city.nemuro.hokkaido.jp